

晴風園指定短期入所生活介護  
(介護予防短期入所生活介護)  
事業所運営規程

社会福祉法人 至誠会

○晴風園指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人至誠会（以下「当法人」という。）が開設する晴風園指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所（以下「晴風園事業所」という。）が行なう指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、晴風園事業所の職員が、当事業所に通う要介護状態又は要支援状態にある利用者への適正な入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 晴風園事業所の職員は、在宅の要援護者等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう晴風園事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ晴風園
- (2) 所在地 栃木県大田原市下石上1258番地

（職員の職種、人数及び職務内容）

第4条 晴風園事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。  
ただし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の職員は兼務とする。

職 種	人 数	職 務 の 内 容
施設長	1人	施設の総括を行う。
事務長	1人	事務の総括を行う。
事務員	1人以上	庶務及び利用者請求等事務全般を行う。
生活相談員	1人	利用者の生活相談及び指導を行う。
介護支援専門員	1人	利用者及び家族の相談によりサービスの調整行う。
管理栄養士	1人	個々の利用者の栄養管理を行う。
調理員	4人以上	利用者の食事を提供する。
介護職員	4人以上	利用者へ介護サービスを提供する。
看護師	2人	利用者の健康管理を行う。
機能訓練指導員	1人	利用者の機能訓練を行う。
医 師	1人	嘱託内科医（みどりクリニック）

(利用定員)

第5条 利用定員は、11名とする。

(事業の提供方法、内容及び利用料)

第6条 職員は、サービス提供の際は、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し提供方法等について理解されるよう説明する。

(1) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、送迎に要する費用については、次のとおりとする。

○利用者の心身の状態や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は、別に定める重要事項説明書のサービス利用料金に定める送迎費を徴収する。

(2) 理美容代 1,500円

(3) 上記のサービス提供料金については、あらかじめ利用者及び家族に対し内容等の説明を行ない、同意を得なければならない。なお、滞在費及び食費は次のとおりとする。

(単位：円/日)

利用者負担段階区分		滞在費	食費
第1段階		0	300
第2段階		430	600
第3段階	①	430	1,000
	②	430	1,300
第4段階以上		920	1,530

(4) 利用定員を超えて、サービスの提供を行なってはならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 晴風園事業所は、利用者が事業の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう利用者又はその家族に対して説明するものとする。

(1) ケンカ・口論・泥酔等、秩序や風紀を乱し、他人に迷惑をかけない。

(2) 指定した場所以外では、火気を用いない。

(事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、大田原市(旧湯津上村、旧黒羽町の地域を除く)、矢板市、那須塩原市(旧西那須野町、旧塩原町の地域)とする。

(衛生管理等)

第9条 晴風園事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 晴風園事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)晴風園事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)晴風園事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)晴風園事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合又は介護事故等が発生した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けた場合は、当法人の介護事故対応マニュアル等に基づき適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 管理者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事故が発生した場合の対応、次項に規定する報告の方法等を記載した事故発生の防止のための指針を整備する。

5 事故が発生したとき又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合、当該事実が報告され、その分析を踏まえた改善策を職員に周知徹底させる体制を構築する。

6 事故防止対策委員会を定期的開催するとともに、介護職員その他の職員に対する研修を年2回以上行う。

(虐待防止)

第12条 晴風園事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)虐待の防止のための従事者に対する研修を定期的に行う。

(4)前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設長は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

(身体拘束の廃止)

第13条 晴風園事業所は、利用者の基本的人権の尊重に配慮し、身体的な拘束を廃止するものとする。ただし、利用者の身体の安全確保のためやむを得ずする場合は、家族の承諾を得るとともに、記録の整備に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 晴風園事業所に対する利用者又は、家族からの苦情については、苦情受付担当者を配置し、苦情受付書を作成するものとする。

2 苦情解決責任者(管理者)は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めるとともに、必要に応じて第三者委員の助言を求め、適切に対処するとともに苦情解決結果報告書により苦情申出人等に報告するものとする。

(非常災害対策)

第15条 晴風園事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防災訓練計画等により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 晴風園事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 晴風園事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 晴風園事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密保持)

第17条 晴風園事業所及び職員は、個人情報保護に関する法律を順守し、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第18条 晴風園事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要

な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後2ヵ月以内

(2)継続研修 年2回以上

2 晴風園事業所は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人理事長と晴風園事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。